

令和6年度介護の魅力発見バスツアー実施業務委託に係る企画コンペに寄せられた質問に対する回答

令和6年4月24日
佐賀県健康福祉部長寿社会課

質問	回答
ツアーの日程について、開催時期を7月から9月としているが、10月以降開催することは可能ですか。	10月以降は認めていません。
介護事業所や高校との調整は県が行うのでしょうか。介護事業所等における実施内容についても調整が必要ですか。	訪問先との調整は受託会社が行うこととします。県としては、各種団体への協力依頼を行います。実施内容についても調整をしていただきます。
集合場所と解散場所が佐賀市内で参加者の利便性がいい場所とすることとあるが、3回とも佐賀市内でないといけないのでしょうか。	佐賀県内であれば問題ありません。3回別々のところでも可能です。 (説明会では佐賀市内限定と回答しましたが、検討の結果、佐賀県内であれば可能とすることとし、仕様書の変更を行いました。)
時間帯は午前から午後にかけてといったイメージでよいでしょうか。	その通りです。
高校への協力依頼は県が行うのでしょうか。	佐賀県高等学校教育研究会福祉部会に協力を依頼しています。
提案書提出の段階で、日時と訪問先を決定しておく必要はありますか。	日時と訪問先の決定までは求めています。
夏休み限定だと、高校の受入れ等難しい部分もでてくるため、平日に参加できるように中学校へ依頼することなどは検討していますか。	検討していません。夏休み限定ではなく、7月から9月の土日祝日も想定しています。